

香美町職場環境改善支援事業

従業員がより快適に楽しく仕事をするための取組みを行う企業を支援します。

補助対象者

以下のいずれにも該当する事業者

- ★町内に本店又は本所を有すること
- ★町の徴収金に滞納がないこと
- ★申請事業に、同種の補助金等を町から受けていない、又は受けようとしていないこと

補助内容

【講師招請】

補助対象事業	補助対象経費	補助率
講師等を招き、経営者や従業員向けの研修等を企業で開催する。 ※講師の選定・依頼は事業者でお願いします。	○会場等使用料 (申請者所有施設は除く) ○講師謝金 (交通費、宿泊費等含む) ○教材費、資料代	■対象事業費の1/2以内 ■1事業につき、上限15万円

(注) 補助対象となる宿泊費は10,000円以内です。

※ 講演内容は、働き方改革やワークライフバランスに関する内容を含むものに限りま

【従業員研修】

補助対象事業	補助対象経費	補助率
・従業員を派遣して、研修等(注1)を受講させる。	○受講料 ○受講に義務付けられた教材費 ○交通費、宿泊費(注2)	■対象事業費の1/2以内 ■1受講者1事業につき、上限2万円(注3)
・事業者が推奨する通信講座	○受講料、教材費	

(注1) 他の機関が開催するものです。

(注2) 補助対象となる、宿泊費は10,000円以内です。

(注3) 受講者が2人の場合は、上限4万円です。

注意事項

- 申請回数に制限はありませんが、1事業者に交付する補助金の上限は、当該年度中で合計30万円
- 受講者は、経営者や従業員向けに行うセミナー等が対象です。
- 補助金の額は、1,000円未満切り捨てにより算出します。
- 事業終了後に事業報告書等の提出が必要になります。

申請について

研修等開催日の10日前までに、申請書と添付書類を役場観光商工課までご提出ください。

申請から補助金交付までの流れについては裏面をご覧ください。

(町のホームページから様式などをダウンロードできます。

URL <http://www.> HP掲載予定)

お問い合わせ先

香美町役場 観光商工課

TEL 0796-36-3355 (直通)

裏面もご覧ください

申請の流れ



申請時提出書類

- 香美町職場環境改善支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - 事業計画書（別紙1）
 - 収支予算書（別紙2）
 - 講師依頼等の契約内容がわかるものの写し（研修等の受講申込書の写し等）
 - 研修等の内容（カリキュラム等）を分かる書類の写し
- ※研修等開催開始日の10日前までにご提出ください。**

事業終了時提出書類

- 香美町職場環境改善支援事業実績報告書（様式第5号）
 - 収支決算書（別紙4）
 - 受講成果報告書（別紙5）
- ※各事業所で定めている様式があればそちらでもかまいません。（研修報告書等）
- 研修等の受講に要した経費の領収書の写し
 - 香美町職場環境改善支援事業補助金請求書（様式第6号）

その他

- 申請内容に変更が生じる場合は、「香美町職場環境改善支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）」の提出が必要となります。

